

奄美市広報紙有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）に基づき、奄美市広報紙「奄美市だより」（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲及び広告掲載の優先順位)

第2条 広報紙に掲載する広告主は、原則として鹿児島県内に事業所等を有するものとする。ただし、広告内容が公序良俗に反しないもので、市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 広告掲載を決定する場合の優先順位は、基本要綱第4条に定める。ただし、同じ順位に該当する場合は、原則として申込みの順位とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、1枠当たり縦65ミリメートル、横80ミリメートルとする。ただし、隣り合う二つの枠を1件の広告とすることができる。

2 広告の色数は4色（フルカラー）とする。

3 広告の掲載位置及び掲載枠数は、市が指定する。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり1回につき1万9,800円とする。

2 前項に規定する広告掲載料については、連続して6か月から11か月掲載する場合は5パーセントを、連続して12か月掲載する場合は10パーセントをそれぞれ割り引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（基本要綱別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、広告

案を添えて、掲載を希望する月の前々月の末日（日・土・祝日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。）までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された広告は、基本要綱第9条に規定する審査で問題がないと認められた場合は、翌々月の広報紙に掲載するものとする。

（広告主の責任等）

第6条 掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。